

岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業 復興事業計画認定申請第 25 次公募要領

岩手県では、東日本大震災により被災された本県中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出を支援するため、「岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業」を実施することとしており、その補助金の交付申請に必要な「復興事業計画」の認定について、以下のとおり公募を行います。

1 事業の目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

2 公募要件

(1) 申請者

複数の中小企業者から構成される集団（以下「中小企業等グループ」という。）であること。

ただし、津波浸水地域を含む市町村のみが補助対象地域です。（内陸地域は対象となりません）。

注）・ 構成員に中小企業者以外の者が一部入ることは妨げません。

- ・ 補助金の交付を受けない者を構成員とすることができますが、補助金の交付を受ける者は2者以上としてください。
- ・ 代表者が同一であるなど、実質的に同一の企業とみなされる企業者のみでの申請はできません。
- ・ 大企業（みなし大企業含む）は、補助金の交付を受けられません。

(2) 中小企業等グループの機能及びその状況

中小企業等グループが、下記①～④いずれかの機能を有し、その機能に重大な支障が生じていること。

① サプライチェーン型

ア 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること。

イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次に掲げる影響の全てを受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。
- ・ 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等の存する市町村が、東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）であって、かつ、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域であること。

② 経済・雇用効果大型

ア 事業規模や雇用規模が大きく、岩手県の経済・雇用への貢献度が高いこと。

イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次に掲げる影響の全てを受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

- ・ 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等の存する市町村が、特定被災区域であって、かつ、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水区域であること。

③ 基幹産業型

- ア 岩手県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
- イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次に掲げる影響の全てを受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - ・ 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
 - ・ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。
 - ・ 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等の存する市町村が、特定被災区域であって、かつ、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域であること。

④ 商店街型

- ア 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。
 - ・ 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - ・ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。
 - ・ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。
- イ 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。
- ウ 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等の存する市町村が、特定被災区域であって、かつ、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域であること。

3 事業期間

原則として令和3年1月31日までとします。

補助事業の対象経費は、令和2年度末までに完了するものが対象となります。なお、令和2年度末までに補助事業を完了することができない場合、事業者の責に帰さない事由（他律的要因）がないものは令和3年度へ補助事業を繰り越すことができず、補助金を支払うことができませんのでご注意ください。

4 対象経費

中小企業等グループ又はその各構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、**中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な**岩手県内に所在する「施設及び設備の復旧・整備」並びに「商業機能の復旧及び賑わいの創出のための事業（商店街型のみ）」又は「新分野需要開拓等を見据えた新たな取組」に要する経費とします。

交付対象経費の詳細は下記の表を御覧ください。

なお、補助金の遡及適用はありません。よって、交付決定日以降に新たに着手（契約、発注等）する施設・設備の復旧・整備等のみが補助対象となります。

【交付対象経費】

＜サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型＞

区 分	内 容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の 資産として計上するもの

注1) 上記の施設及び設備の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

＜商店街型＞

区 分	内 容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の 資産として計上するもの
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費
賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成料含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費

注1) 上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

＜新分野需要開拓等事業を申請する場合＞

区 分	内 容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の 資産として計上するもの
新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用

注1) 上記の施設及び設備の復旧又は整備に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含みます。また、新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限ります。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。

注2) 上記の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

【注意】 新分野需要開拓等事業を申請する場合は、下記の点に御注意ください。

- ① 従前の施設等への復旧では、事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であるが、新分野事業によりさらなる売上回復を目指していることが申請の条件となります。
- ② 対象事業者は、未復旧（未契約）の施設・設備がある事業者に限られます。
- ③ 補助金額は、震災前に所有していた施設・設備を復旧した場合の事業費に対する補助金額を上限とします。
- ④ 震災前に所有していた施設・設備を復旧した場合の事業費については、2者以上の業者からの相見積りを求めます。
- ⑤ ソフト事業（新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業）のみの申請はできません。

5 復興事業計画認定の審査の方法及び審査のポイント

計画認定は、県の復興事業計画審査会において審査し、県の予算の範囲内で、県施策等との関係を考慮して行います。よって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、補助金申請予定額が減額される場合や、計画が認定されない場合もありますので、あらかじめ了承願います。

審査は、次の点を中心に行います。

【事業計画全体における審査のポイント】

- (1) **グループの特徴**
県内における企業ネットワークの役割や重要性 等
- (2) **グループの各構成員**
グループ内における県内中小企業の役割や参画割合 等
- (3) **被害の状況**
施設や設備の被害の程度 等
- (4) **復興事業の内容**
復興に向けた計画の発展可能性、地域全体への波及効果、必要な実施体制の構築状況等
- (5) **施設・設備の復旧整備の内容**
計画に該当する施設や設備復旧の必要性や緊急性 等
- (6) **収支計画の内容**
事業計画と収支計画の整合性 等

【グループ機能ごとの審査のポイント】

- (1) **サプライチェーン型**
グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度 等
- (2) **経済・雇用効果大型**
県内経済・雇用への貢献度 等
- (3) **基幹産業型**
一定の地域内における復興・雇用維持への重要度 等
- (4) **商店街型**
地域コミュニティ維持に不可欠な商業・社会的機能性 等

6 補助率

補助対象経費の3/4以内とします。

7 他の補助金等との重複

被災した施設・設備又は補助事業により取得・整備した施設・設備等に対し、**他の補助金、移転補償金、保険金等が重複して支払われる場合、補助金額が減額となる可能性があります**ので、事前に確認願います。

8 スケジュール（予定）

復興事業計画の公募期間 【中小企業等グループ→県】	令和2年6月15日（月） ～令和2年10月9日（金）
計画認定通知 【県→中小企業等グループ】	令和2年11月中旬
補助金交付決定 【県→グループ構成員】	令和2年12月下旬

※ 「計画認定通知」及び「補助金交付決定日」は予定であり、変更となる場合があります。

9 復興事業計画の提出

(1) 提出書類（各1部）

- ① 中小企業等グループ復興事業計画認定申請書（様式第1号）
- ② 中小企業等グループ復興事業計画書（別紙1）
※別紙1については、書類での提出のほか、電子ファイルを下記アドレスまで送信願います。
- ③ 構成員別事業計画書（別紙2）
※構成員ごとに作成。補助金の交付を受けない構成員は不要。以下④～⑨まで同様。
- ④ 決算書（直近3期分）の写し
- ⑤ 納税証明書（直近1年分：個人事業税/法人県民税・法人事業税）の写し
- ⑥ 会社案内（提出可能な場合）
- ⑦ 罹災証明書の写し（取得済の場合）
- ⑧ 見積書の写し等事業費の根拠を証する書類
※構成員別事業計画書に記載している内容との突合が可能となるよう番号を付すなどしてください。
- ⑨ 被災前に施設・設備を所有していたことを証する書類
※被災施設の図面、固定資産台帳、減価償却台帳等を提出。

（商店街型で申請の場合、上記①～⑨に加えて）

- ⑩ 商店街型事業計画書（別紙3）
- ⑪ 所在市町村からの同意書（様式任意）
※商店街型は、土地の地権調整等の目処が立った段階での申請としていただくことが必要です。

（新分野需要開拓等事業を申請する場合、上記①～⑨（商店街型の場合は①～⑪）に加えて）

- ⑫ 新分野需要開拓等事業計画書（別紙4）
- ⑬ 認定経営革新等支援機関の確認書

(2) 提出期限

令和2年10月9日（金）17時必着

(3) 提出先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課

〒 020-8570 盛岡市内丸10-1 電話： 019 (629) 5548

電子メールアドレス：AE0002@pref.iwate.jp

10 補助金の交付決定に関する情報の公開について

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ※1の取組を政府として推進すべく、補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、法人インフォメーション※2に原則掲載されることとなります。そのため、補助金の交付決定（個人に対するものを除く。）を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が、法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表されることとなります。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、中小企業等グループ又はその構成員は、国又は県から交付決定等に関する情報の提供を求められる場合があります。

※1 オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

※2 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐付け、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

11 注意事項

補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。復興事業計画の認定に加え、下記要件を満たさなければ、認定を受けた事業計画の構成事業者であっても、補助金の交付を受けることができませんので、留意願います。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※補助金交付申請時に誓約書、役員名簿等の提出を求めます。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者（風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による改正前の風営法第2条第1項第2号に掲げる料理店及び同項第8号に掲げる営業を行っている者を除く。）でないこと。

<参考>

1 中小企業者の定義

(1) 会社及び個人

業 種	従業員規模 ・ 資本金規模
製造業・その他の業種	300人 以下 又は 3億円 以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人 以下 又は 3億円 以下
卸売業	100人 以下 又は 1億円 以下
小売業	50人 以下 又は 5,000万円 以下
サービス業	100人 以下 又は 5,000万円 以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人 以下 又は 3億円 以下
旅館業	200人 以下 又は 5,000万円 以下

(2) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

(3) 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上記(1)のいずれかに該当する者であるもの（(2)に掲げるものを除く）

2 みなし大企業の定義

次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること